



「自動車保険」契約内容の変更手続きのご案内

ご契約内容を変更する場合は、
手続きが必要です！



※三井住友海上が直接お客さまからの契約内容の変更のご連絡をお受けいたします。

電話(オペレーター) 	インターネット 
以下のお車の対象になります	以下のお車の対象になります
車種による制限はございません。	自家用（普通・小型・軽四輪）乗用車 自家用（小型・軽四輪）貨物車 自家用普通貨物車（最大積載量0.5t以下） 特種用途自動車（キャンピング車） 二輪自動車・原動機付自転車 ※フリート契約・明細付契約を除きます。
変更できる契約内容	変更できる契約内容
住所変更 お車の入れ替え 運転者年令条件の変更 その他契約内容の変更 自動車保険証券・承認書・中断証明書の再発行 ※一部対象外の変更もございます。 ※新規や解約は対象外となります。	住所変更 お車の入れ替え 運転者年令条件の変更 その他契約内容の変更 ※一部対象外の変更もございます。
受付時間	受付時間
◇平日 9:00~20:00 ◇土日・祝日 9:00~17:00 （除く12月31日~1月3日）	24時間 365日 ※メンテナンス等のため、受付時間内でも、受付が出来ない場合があります。
連絡方法	連絡方法
「0120-632-277」（無料） 上記「三井住友海上 お客さまデスク」にお電話いただき、変更内容をオペレーターにお伝えください。	http://www.ms-ins.com 上記三井住友海上ホームページの「お客さまWebサービス」よりログインしてください。

契約内容の変更のご連絡をいただく場合の注意事項

- ①新規加入や契約の解約については、上記の方法では承っておりません。恐れ入りますが取扱代理店までご連絡ください。
- ②契約内容の変更のご連絡は、ご契約者ご本人からの申し出に限り承ります。ご本人以外の方からのご連絡はお受けすることができません。
- ③契約内容の変更に関し、書面による手続きが必要となる場合があります。
- ④追加保険料が必要になる場合は、所定の方法により所定の期日までにお支払いいただくことが必要です。
- ⑤契約内容の変更日（以下「異動日」といいます。）はご連絡いただいた日以降、お客さまが希望する日付になります。ご連絡日以前の日付を「異動日」にすることはできません。ご連絡いただいた内容に誤りがあった場合や追加保険料のお支払いがない場合には、「異動日」が変更になる場合があります。
- ⑥ご連絡いただいた変更内容によっては、当社が変更を承認できない場合があります。

※本チラシの内容は、予告なく変更する場合がありますのでよろしくご了承ください。